

群馬県における絹産業と近代化遺産 －桐生市の遺産登録に注目して－

関村 オリエ

1. はじめに

絹産業は、日本の近代化を支える重要な産業であった。特に明治期において、養蚕・製糸は、富国強兵策を推進していた日本の主力の製品であり、経済を牽引するものであった。とりわけ山に囲まれた群馬県は、古くから蚕糸業が盛んな絹の一大産地であり、明治5（1872）年に全国に先駆けて官営富岡製糸場が操業している（図1）。織物では近世から京都西陣の伝統技術を導入して成功し、一大機業地域として隆盛した機業都市桐生も存在する。日本において絹産業は、戦後もしばらく海外からの外貨獲得のための主要産業であったが、国内蚕糸業の縮小化や、国際的な競争に打ち勝つことができず、衰退は著しい。こうした背景の中で、近年、注目されているのが、衰退傾向あるいは既に廃業してしまった絹産業の関連資産を観光や地域振興のために甦らせる近代化遺産としての活用である。

大島・石関（2015）および石関・大島（2016）は、世界遺産登録された官営富岡製糸場への観光動向や訪問の動機などを分析・検討し、周辺地域への経済的影響を含む観光資源としての富岡製糸場の可能性と課題を考察している。さらに大島（2015）は、観光資源化された富岡製

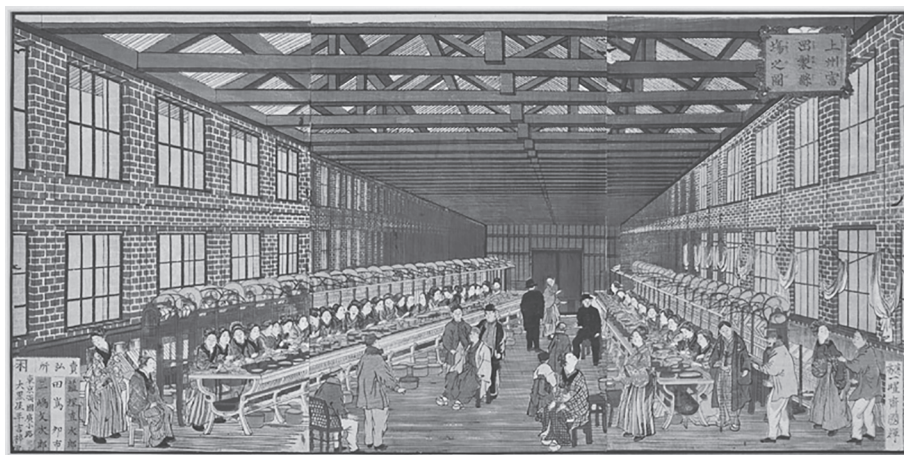


図1 上州富岡製糸場之図（1873（明治6）年）

出典：農林水産省 HP

糸場と碓氷製糸農業協同組合（現・碓氷製糸株式会社）など全国で操業中の製糸工場の比較を通じて、蚕糸絹文化が外部者にいかに共有され得るのかを考察する。また平井（2017）は、炭鉱が1970年代から観光資源化されていった過程に注目し、炭鉱のような産業遺産が「地域活性化の種」として経済行政の中にも組み込まれるようになったことを明らかにしており、産業遺産が文化資本として地域に位置づけられつつあることを指摘する。森嶋（2014）は、文化庁による「近代化遺産総合調査」および経済産業省による「近代化産業遺産群」を用いて認定された産業遺産の分布傾向を考察した。森嶋はこれまで地域の文化資本として認められていた産業遺産が、構成資産とともに観光資源としての付加価値を高めるように立地している傾向を指摘しており、産業遺産が文化的価値と経済的価値の双方から政策的に評価されたものと指摘する。また、呉（2015）は桐生市を対象に、織物業の近代産業遺産への市の評価と、これに関連した住民によるまちづくりの動きを詳細に検討する。

従来の研究では、文化資本としての近代化遺産、産業遺産を評価するとともに、観光資源など地域経済への寄与に主な関心が寄せられてきた。付加価値を得ることによる各地の遺産のさらなる活用の議論は、第二次産業をはじめとした近代的産業が全国で衰退する中で、たしかに不可欠である。だが産業遺産の評価には、他にどのような議論が可能であろうか。特に絹産業（絹関連産業）について古くからの地場産業的な側面もあり、必ずしも経済的寄与などに絡めとられない評価の方向性もあるのではないだろうか。そこで本稿では、群馬県内の絹産業に関連する近代化遺産登録の動きがどのように展開してきたのか、群馬県および桐生市の事例を具体的に検討し、その特徴を検討してみたい。なお、本稿に際して、著者は2022年9月6日から9月9日にかけて行われた専修大学社会科学研究所2022年度夏季実態調査に参加し、田島弥平旧宅や渋沢栄一記念館、桐生新町伝統的建造物保存群などを訪れた。本稿では、これら訪問で譲り受けた資料と見聞の内容とともに、近代化遺産関連文献を使用した。

2. 群馬県における近代化遺産をめぐる動き

2-1. 群馬県の近代化遺産総合調査と絹産業

まず、群馬県における近代化遺産についての動きを概観したい。近代化遺産を調査・保護しようとする動きは、1989（平成元）年以降に始まった。群馬県教育委員会（1992）によれば、文化庁建造物課が幕末から明治に作られた建造物を対象として、全国で予備的な調査を始めたことによる。これらを中心に文化庁は、全国各地に存在する「遺産」の重要性を確認し、1990（平成2）年には全国の都道府県と政令指定都市を対象とした本格的な調査である近代化遺産総合調査を文化庁補助事業として開始した（群馬県教育委員会1992：7）。その後、調査は一年

表 1 近代化遺産総合調査分類一覧

分類	種類	分類	種類
1. 医療	①医院・事務所 ②塀 ③医療機器	13. 醸造	①事務所・倉庫・作業所・醸造所・店舗兼倉庫・作業所兼倉庫 ②煙突・店舗・土蔵・煉瓦むろ
2. 教育	①学校・集会所・倉庫 ②石門・石柱	14. 商業	①店舗・店舗兼住居・料亭・倉庫・事務所・工場・旅館
3. 金融	①事務所・店舗・倉庫 ②レンガ塀	15. 宗教	①教会・寺院・泰安殿・住居・塔
4. 軍事	①工場・事務所・研究所・クラブ・官舎・倉庫（火薬） ②高射砲陣地・火薬工場跡土塁・用水路	16. 生活	①洋館・公衆浴場・倉庫・問屋・店舗・旅館・鐘楼・民家 ②上下水道・共同水道・水車・製米池・ポンプ場・排水塔
5. 交通	①駅舎・事務所・倉庫・車庫・航空機工場 ②軌道・橋梁・橋梁跡・隘道・道路・給水タンク ③車庫・鉄道レール・工作機械	17. 電力	①変電所・発電所・工場 ②隘道・水路・水門・道路・貯水池 ③水車・発電所
6. 行政	①官公庁・事務所・集会所・駐在所 ②刑務所外壁・事務所／消防施設・消防タンク	18. 土木	②取水口・ダム・堰堤・水路・堤防・隘道・水門・地下施設
7. 鉱業	①工場・作業場・倉庫・記念物 ②炭鉱・道路・隘道・採掘場・坑口・トロッコ道・油送管	19. 農林	長屋門・住居・倉庫・水車小屋・作業所・宿舎 水門・水路・隘道・灌漑施設・塔 農園／事務所・試験林／養殖場
8. 養蚕	①倉庫・作業所・学校・乾燥室・住居兼倉庫・事務所・住居 ②養蚕農家・社屋・風穴 ③作業道具・蚕具	20. 文化	①集会所・図書館・会館 ②時楼・ラジオ館
9. 製糸	①事務所・工場・作業所・倉庫・寄宿舎・住宅・乾繭場 ②井戸・煙突・水門	21. 工業	倉庫・工場（産業）／事務所・作業所・精米所・製粉工場（食品）／煙突・工場・かめ（化学）／事務所・住居・工場（機械）／事務所（自動車製造）／作業所（冶金）／作業所（鉄工）／窯業（事務所・工場）／学校・門柱・タンク・工場・事務所（建設）
10. 繊維	①事務所・住居・工場（鋸屋根）・集会所・倉庫 ②煙突・門柱・塀 ③織機	22. 通信	①特定郵便局・事務所
12. 流通	①倉庫・作業所 ②煙突	23. その他	道具・機械・記念碑・出版物・写真・衣服・履物・楽譜・設計図・その他（ノウハウ・技術等）

注：①は建築、②は構造物、③は機械類を示す。11. の抜けは出典ママ。

出典：群馬県教育委員会（1992）より作成

に 2～3 県のペースで進み、30 年間の年月をかけて対象すべての調査が終了した。その結果、全国で数万件の対象がリストアップされたが、市町村独自の指定文化財として保護されるものや、諸事情により惜しまれながら解体・撤去されるものもあった（松浦 2019：19-20）。

群馬県における近代化遺産総合調査は、1990（平成 2）年から 1992（平成 4）年までの 2 年間実施された。群馬県の調査は全国においても早い段階で行われ、一次調査（所在調査）を経て 1200 件の近代化遺産がリストアップされた。このうち、『群馬県近代化遺産総合調査報告書』に記載されているものは、1990（平成 2）年 12 月に二次調査（現地確認調査）を経て対象とされた約 120 件についてであり、1991（平成 3）年の三次調査（詳細調査）が行われた結果がまとめられている。この報告書の中に最も記載が多いのは、「絹産業」とされる「養蚕」、「製糸」、「織物」の産業に関する遺産である（表 1）。これらは桑を育てその葉で蚕を飼育する養蚕、繭を集めて保管し工場で繭から生糸を取り出す製糸、生糸を撚糸や染色などの加工を加えて織機で布に織り上げる織物業であるが、周辺分野も多かれ少なかれこの「絹産業」に関連するのは、産地が密接に関連し合い、全国有数の規模で立地する群馬県の特徴であった¹⁾。

『群馬県近代化遺産総合調査報告書』の第 1 章総論には、調査に関わっていた東京大学名誉教授の村松貞次郎によって近代化遺産の解釈が次のように記載されている。『近代化遺産』と

言うものは、一つのシステムとして捉えるべきだと考えていた。(中略)群馬県の『近代化遺産』の中核とも考えられる養蚕・生糸製糸・絹織物にかかわる言わば産業近代化の遺産を、養蚕農家の蚕室改良などから始めて、種屋・風穴・繭倉庫・製糸関係の工場関連施設・機械類、織物関係施設、あるいはそれらの取引関係施設、輸送関係と系統樹のように追って、果ては横浜の生糸検査所などにまで流れる考え方であった」。このようなシステムとしての近代化遺産をめぐる直線的・全体的な視点とともに、村松は「所有者を含めた地域の人びとの参加」などを取り入れていくことで、文化財の価値において従来切り捨てられてきた建物をめぐる物語性や地域性を再評価することを目指していた(群馬県教育委員会 1992: 9)。「近代的手法でつくられた建造物で、産業・交通・土木にかかわるもの」という当時の文化庁見解を基本としつつも、群馬県の調査は独自の理念に根差したものだっただことがわかる。

2-2. 富岡製糸場と絹産業遺産群の登録

もともと群馬の地域においては7世紀頃から絹生産が行われていたが、全国的な産地として知られ始めたのは、江戸時代中期以降である。1809(文政13)年には、京都西陣より技術導入を行っていた桐生において、高級絹織物の生産が盛んになった(桐生織物同業組合 1935:112)。織物業で全国的に知名度を得ていた桐生に、良質で廉価な生糸を供給する群馬の絹産業圏は、当時の大消費地であった江戸に近かったこともあり、一大絹織物産地として急速な発展を遂げていった。明治期に入ると、開港とともに生糸の海外輸出が始まり、生糸は高値で取引されるようになった(高木 2014: 17)。こうした背景により群馬県内の養蚕製糸業は一段と盛り上がりを見せ、さらに広域的な発展を遂げたが、この発展を後押ししたのが近代的な絹産業を育成するための模範工場として設置された官営富岡製糸場(図2)や新町屑糸紡績所²⁾の存在であった。官営工場の一方で、手挽き(座繰り)製糸技術を活用した地元の碓氷社(現・碓氷製糸株



図2 富岡製糸場

出典：著者撮影

式会社)のような生糸販売組合も新たに登場し、高い生産量を誇っていた(松浦 2019:20)。

先述のとおり官営富岡製糸場は、フランスから導入された近代的な建築技術や製糸機械によって先進的な生糸生産を育むことを目的とした工場であったが、中国産生糸の流入や化繊の普及などによりその役目を終え、1987(昭和62)年に115年の操業の歴史に幕を下ろした。座繰り製糸により生糸生産を支えた旧碓氷社事務所の解体危機も迫る中で、

近代化の技術や絹産業を支えた歴史的建物の保存は当時喫緊の課題であったが、廃れ行く産業への住民の関心はまだ低かった。だが 2003（平成 15）年、群馬県の小寺弘之知事（当時）が「富岡製糸場の世界遺産をめざすプロジェクト」を表明し、富岡製糸場の世界遺産登録をめぐる組織や自治体の合意形成が始まると、産業遺産保存への住民の関心が高まっていった（上毛新聞社編集局 2014）。世界遺産登録推進メンバーとして携わっていた松浦利隆によれば、プロジェクト表明後も世界遺産への住民関心は決して高いものではなかったが、世界遺産の種類や場所の偏在性と、20 世紀の建物や産業遺産保存の重要性を指摘する 1994（平成 6）年の「ユネスコ世界遺産登録戦略」³⁾の方針を富岡製糸場の登録運動が目指したことで、住民の関心・期待が徐々に高まっていったという（松浦 2019：67）。

富岡製糸場は、明治初期の官営工場として日本で唯一現存する貴重なものであったが、登録運動が開始した当時は民間所有の閉鎖中の工場であり、国や県の文化財指定を受けていなかった

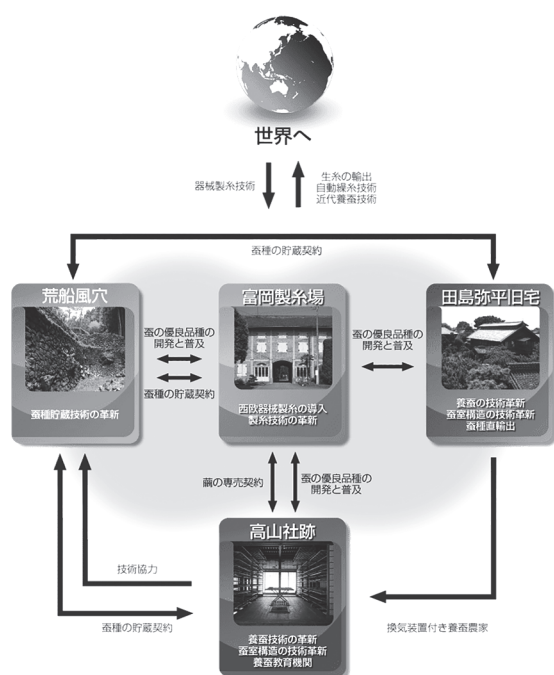
表 2 群馬県における世界遺産登録をめぐる動き

西暦（和暦）	出来事
1987（昭和 62）年	・富岡製糸場が操業停止
1988（昭和 63）年	・文化庁が近代化遺産の概要調査着手
1990（平成 2）年	・群馬県と秋田県で全国初の近代化遺産総合調査が始まる
1991（平成 3）年	・旧碓氷社事務所（安中市）を調査
1993（平成 5）年	・碓氷峠鉄道施設が近代化遺産として初の国重要文化財に指定
2000（平成 12）年	・旧碓氷社事務所を所有する生糸製造会社グンサンが解散
2003（平成 15）年	・群馬県が富岡製糸場の世界遺産登録を目指すプロジェクトを表明
2004（平成 16）年	・富岡製糸場世界遺産伝道師協会が発足
2005（平成 17）年	・富岡製糸場が国史跡に登録
2006（平成 18）年	・富岡製糸場が国重要文化財に指定
	・文化庁が世界遺産を目指す資産の公募を開始
2007（平成 19）年	・8 市町村 10 件で構成する「富岡製糸場と絹産業遺産群」が暫定リスト入り
2009（平成 21）年	・高山社跡が国史跡に指定
	・県世界遺産学術委員会が発足
2010（平成 22）年	・荒船風穴が国史跡の指定
	・藤岡市が高山社跡の土地と建物を購入
	・下仁田町が荒船風穴の土地を購入
2011（平成 23）年	・国際専門家会議で 4 資産（富岡製糸場・田島弥平旧宅・高山社跡・荒船風穴）での構成とすることを合意
2012（平成 24）年	・田島弥平旧宅を国史跡に指定
2013（平成 25）年	・政府がユネスコに推薦書を提出
	・イコモスが富岡製糸場ほか 4 資産を視察
	・文化庁が管理体制などの追加情報をイコモスに提出
2014（平成 26）年	・イコモスが「富岡製糸場と絹産業遺産群」に登録勧告
	・ユネスコ世界遺産委員会（カタール）で正式登録

出典：上毛新聞社編集局（2014）と県資料より作成

同時期、平泉の登録延期や 2013（平成 25）年の鎌倉の世界遺産不登録などの影響により、富岡製糸場をはじめとする世界遺産登録のコンセプト⁵⁾が再考された。「良い糸には良い繭。富岡製糸場の技術革新を裏付けるための養蚕の要素を」という海外専門家の意見もあり、富岡製糸場と他の資産がいかに補完し合ったのかを裏付ける古文書 600 点の調査が行われた（上毛新聞社編集局 2014: 20）。その結果、群馬県の推薦書に掲げられた「富岡製糸場と絹産業遺産群」

富士山に続いて文化庁への推薦書の提出、イコモス⁶⁾の現地調査を経て、富岡製糸場は、2014(平成26)年6月に開かれたユネスコ世界遺産委員会で世界遺産一覧表に記載されることが決定した。「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産としての価値は、長年の養蚕伝統を背景としてフランスから日本への技術移



出典：群馬県世界遺産HP



図4 田島弥平旧宅

出典：著者撮影



図5 田島弥平旧宅案内所の蚕のようす

出典：著者撮影

転に成功し養蚕の伝統自体を抜本的に刷新した点、20世紀初頭の生糸市場におけるモデルとして位置付いた点、生糸の大量生産のための一貫した集合体である点、計画段階で技術の導入と生産を見込んで工場を大規模なものとして発展させた点などにあったという（富岡製糸場世界遺産伝道師協会 2014：12）。こうしたユネスコでの評価は、群馬県の世界遺産登録運動が目指した「アジアにおける産業遺産保存」という方針、そして近代化遺産総合調査における遺産をめぐる直線的・全体的な視点が認められたものであったと言えるだろう。

著者が訪れた絹産業遺産群の一つである田島弥平旧宅（伊勢崎市）は、本家の田島武平らと島村観業社を設立し、イタリアに蚕種を輸出した蚕種製造者田島弥平の邸宅である（図4）。弥平は、父の弥兵衛とともに「温暖育」の蚕飼育を学ぶ中でそれを改良し、換気を重視すると良い成果が得られたことから「清涼育」と呼ばれる飼育法を開発した（伊勢崎市教育委員会 2018：19）。埼玉県と群馬県の県境にある境島村の田島弥平旧宅は1863（文久3）年に作られた。中には立ち入ることができないが、説明によれば一階を住居、二階を蚕室とし、屋根は瓦葺、棟は換気用の総櫓となっており、二階部分の壁面に開口部を設けることで「清涼育」に適した構造となっている。ちなみに、同じく絹産業遺産群の高山社跡は「温暖育」を実践していた。養蚕の過程では、桑を育てることまでは自由であったが、蚕種の病気が蔓延することを防止するため、また粗悪な蚕種が入り混じって品質が低下することを防ぐために、蚕の卵を譲り受けて孵化させる蚕種には厳しい制限があった（図5）。蚕の卵を管理し無事に孵化させ、良質な蚕として飼育し普及させていた蚕種製造者の試行錯誤が、田島弥平旧宅のつくり表れていた。

3. 桐生市の絹産業と近代化遺産登録

3-1. 桐生における近代化遺産保存対策調査

群馬県の近代化遺産総合調査の影響を受けた県内自治体の動きは、具体的にはどのようなものであっただろうか。これを考えるために、近代化遺産総合調査に早い時期から関心を寄せていた自治体である桐生市に着目し、1995（平成 7）年から始まった重要伝統的建造物群保存対策調査を通じた動きを検討してみたい。

1989（平成元）年に始まった群馬県の近代化遺産総合調査では、桐生市を含む多くの資産についての歴史的な価値が報告されたが、一次調査のおよそ 10%にあたる 97 件が桐生市内における資産であった。報告をもとに桐生市議会では、1992（平成 4）年「近代化遺産拠点都市宣言」を決議し、産業として衰退の一途をたどる絹産業の近代化遺産への登録・活用が目指された（桐生市教育委員会 1997：1）。この都市宣言の基礎的資料を得るために、1995（平成 7）年、桐生市は独自に近代化遺産保存対策調査を実施した。調査の前後では、醸造所跡地である有鄰館（図 6）を市の指定重要文化財に登録しようとする 1993（平成 5）年の「桐生の町づくりフォーラム」開催や、住民有志により 2000（平成 12）年に結成された「本一・本二まちづくりの会」の発足があり、織物業により発展したまちの景観を残す重要伝統的建造物群保存地区（図 7）への登録を目指す桐生市と住民の動きは調査とともに形作られていった（桐生市教育委員会 1994a：6）。

桐生市は群馬県の東端に位置し、桐生川の扇状地に発達した機業都市である。「西（関西）の西陣」に対して「東（関東）の桐生」と呼ばれ、西陣の技術を取り入れながら独自の織物技術を開発し、栃木県の足利などとともに機業圏を成しながら全国有数の絹織物産地として発展



図 6 有鄰館（矢野本店蔵郡）

出典：著者撮影



図 7 桐生新町伝統的建造物群保存地区

出典：桐生市 HP

した（斎藤 2009：200）。桐生新町⁷⁾は、江戸時代に徳川幕府の天領として誕生し、機業都市桐生の中核を担ってきた。明治期に入るとヨーロッパから力織機・ジャカード機を導入しさらなる技術革新を図る一方で、1879（明治 12）年頃に開発された羽二重をアメリカに輸出するなどして、日本の近代産業を牽引した。桐生の機業は伝統技術をベースとして近代的な軽工業を発展させていくことが特徴で、人絹化やメリヤス、レースなどの時代の流れとともに生み出す多種多様な織物は国内外で人気を博した。しかし戦後は繭生産の不安定化や生糸価格の変動、不透明な織物需要に加えて、低賃金に支えられたアジア各国の競争に圧倒され、1970（昭和 45）年頃を境に産業的な構造変化を余儀なくされていた（斎藤 2009：201-202）。

そもそも桐生における近代化遺産保存対策調査の主な目的は、群馬県の近代化遺産総合調査を受けた市内資産の指定・登録にあったが、その過程ではまちの歴史や文化的環境の価値を明らかにするための寺社建築の調査、特に本町一、二丁目を中心とした重要伝統的建造物群保存地区への登録に向けた調査も同時並行で行われていた。調査では県の近代化遺産総合調査同様に、一次調査、二次調査の二段階を実施しており、絞り込んだ寺社建築や住宅建築などの資産、町割や敷地の利用形態から、織物産業を軸とした近世以降の桐生新町の社会的・文化的状況や歴史的価値が報告されている。屋敷や田畑を所有する高持百姓と借地借家人が暮らしていた本町一、二丁目では、借地借家層の店借が大半を占めた。この層は、18 世紀後半から 19 世紀初頭にかけての織物生産の隆盛とともに全国各地から桐生へと流入しており、1819（文政 2）年には 518 軒もの店舗・家屋が確認されている（桐生市教育委員会 1997：49）。明治期に入ると、大半の店借層が織物関連業者となっており、準備工程（績屋、たて繰屋、糸紺屋）、織布工程（織屋、賃機屋）、仕上工程（張屋）というような織物関連の同業集団を形成しながら桐生新町に集住した。

桐生新町の町屋には、地主層の主屋、土蔵、鋸屋根工場、裏長屋などの建造物と、路地、塀、井戸、小祠、樹木などが存在する。建造物のうち、農家形式の主屋建築は近世の在郷町の時期、鋸屋根工場は織物産業が近代化した時期のもので、古くからの産業都市である桐生では、幕末から昭和初期にかけて形成された多様性に富んだ固有の町並み⁸⁾を形成したことがわかる（図 8）。織物産業の最盛期であった昭和初期以降、織物関連工場は桐生新町を中心としながら市街地広範に分散していく。1931（昭和 6）年の満州事変を契機に、桐生の織物産業は戦時下の産業停滞期に入るが、こうした中でも桐生織物同業者組合の名簿には旧織物工場の⑮の H 家、⑳の M 家など本町地区の織物製造業者 46 名が含まれ、桐生の織物業の基盤を支えていた（桐生市教育委員会 1994b：280）。桐生新町には、江戸後期から織物産業が活況であった昭和初期までに桐生の発展を支え、戦火を逃れた織物工場の遺構が多く残る。これら遺構は、町屋や蔵などが町並みに複雑に分散していることに加えて、借地借家層の多かった独自背景により流動性



図8 1994（平成6）年に行われた桐生市近代化遺産保存対策調査の対象家屋

出典：桐生市教育委員会（1994b）より作成

も高く、織物業以外を営む建物も目立つ。そのため、建物類型に統一性のある一般的な町屋とは異なる複合的性格をもつが、これらを束ねる都市構造自体が現在まで継承されていることは、桐生新町の特徴である（桐生市教育委員会 1994b：285）。

3-2. ぐんま絹遺産・日本遺産への登録

絹織物業を中心に発展した桐生新町は、全国で94番目、関東地方で5番目、群馬県内で2番目となる重要伝統的建造物群保存地区として、2012（平成24）年に認定・登録されることになった。桐生新町伝統的建造物群保存地区に指定される天神町一丁目および本町一丁目、二丁目を含む13.4haの面積には、絹織物業に関わる主屋や土蔵、鋸屋根工場などの建築物が174棟、

工作物 171 件が一体として残されており、製織町として歴史的な風致を後世に伝える景観が評価された（伝健まちなか交流館 2014）。重要伝統的建造物群保存地区の登録を推し進めるきっかけとなった 1995（平成 7）年の近代化遺産保存対策調査では、10 か所 25 棟の寺、10 か所 16 棟の神社建築、明治初期から残る住宅建築 6 棟、おもに昭和初期から残る洋風住宅建築 94 棟がリストアップされ、織物業が盛んであった桐生が絹に関する多くの文化財を擁していることを改めて明らかにした（桐生市教育委員会 1997：55）。

ところで、群馬県の近代化遺産総合調査から登録までの動きを第 2 章で概観してきたが、ここでは世界遺産に推薦する構成資産同士がいかに関連性を持ち、一貫した物語性を持つのか問われていた⁹⁾。こうして 2014（平成 26）登録の「富岡製糸場と絹産業遺産群」からもれてしまった歴史的資産に、絹産業関連遺産として群馬県独自の価値を与えようとしたものの、ぐんま絹遺産である。ぐんま絹遺産とは、県知事が「次世代に受け継がれるべき地域資源」として承認した絹産業の遺産のことであり、2011（平成 23）年以降、養蚕や製糸、織物関連施設、建物や場所、祭礼など自治体が推薦したさまざまな資産が登録されてきた（群馬県・ぐんま絹遺産ネットワーク活用実行委員会 2014）。ユネスコに登録された世界遺産との違いは、その目的が保存・管理にあるのではなく、地域振興、観光、文化的事業などの活用にあるところである。2019（平成 31）年現在、群馬県内に計 100 件あるぐんま絹遺産のうち、桐生市にあるものは 12 件にも及ぶ（図 9）。ぐんま絹遺産には、世界遺産に登録されなかったものの、桐生の織物産業の成り立ちを後世に伝える資産が数多く登録された。江戸時代より染色を営み、黒

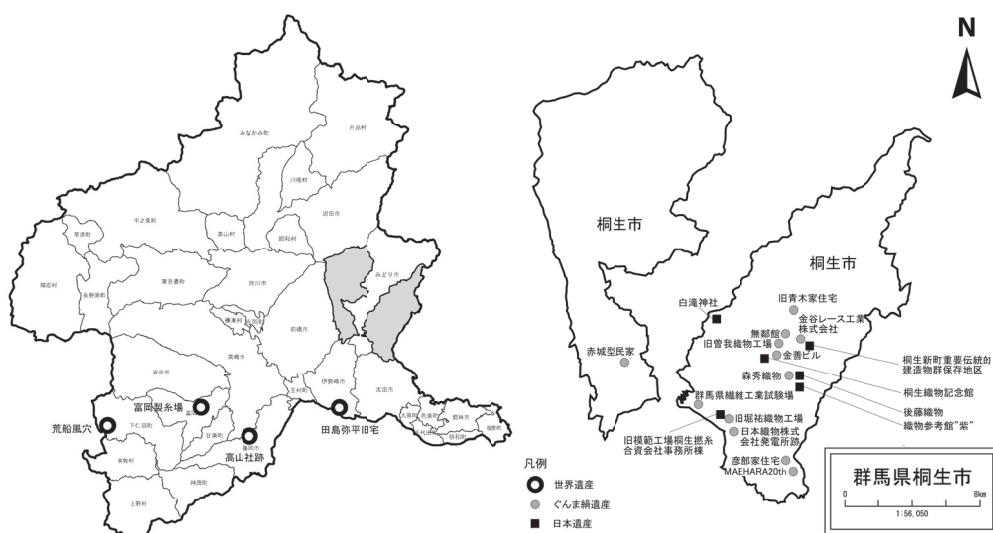


図 9 桐生市のぐんま絹遺産・日本遺産の分布

出典：群馬県（2019）、<https://www.freemap.jp/>、<https://jomokrtphoto.blog.fc2.com/blog-entry-687.htm>より作成

染め技法で関東では珍しい黒儒子を生産した彦部家の住宅や、大正時代に建築された鋸屋根工場をはじめ、主屋や蔵が現在も残る無鄰館、1905（明治 38）年に染色業の技術改良のために設立され、伊勢崎の試験場と統合して現在の施設となった群馬県繊維工業試験場などの重要資産が網羅された。

歴史的資産の価値を県独自に承認・登録し、地域振興や観光への活用を目指したぐんま絹遺産の取り組みであったが、これらの中でも特に重要なものは、関連する自治体によって文化庁に日本遺産として登録された。文化庁（2020）によれば、日本遺産とは、地域の歴史や風土に根差した有形・無形の資源群を「ストーリー（物語）」として文化庁が認定し登録するものであり、群馬県内の日本遺産は、桐生市をはじめ中之条町、片品村、甘楽町の 4 自治体によって平成 27（2015）年に養蚕・製糸・織物で家計を支えた女性たちの活躍を伝えるという趣旨で「かかあ天下—ぐんまの絹物語」¹⁰⁾として認定されている。この構成の中には、世界遺産からもれてしまった中之条町の富沢家住宅をはじめとする養蚕業資産、組合製糸甘楽社小幡組の煉瓦造り倉庫など製糸業資産が計 12 件が入る。日本遺産では、既存の文化財の管理・保全のために新たな規制を設けることはなく、地域に点在する遺産を活用・発信することで、地域活性化を図ることが目的とされているが、実際には遺産相互に共有される物語性や交通などのネットワーク化にはまだ課題がある¹¹⁾。

桐生市内には、群馬県内にある 12 件の日本遺産のうち、半分にあたる 6 件が存在する（表 3）。これらは既に国指定の有形文化財（たとえば後藤織物、織物参考館“紫”、桐生織物記念館など）

表 3 桐生市のぐんま絹遺産・日本遺産

no.	資産	内容	遺産登録
1	白滝神社	京都から織物技術を伝えた白滝姫や織物の神を祀る	日本遺産
2	旧模範工場桐生熱糸合資会社事務所棟	大正 6 年建築の燃糸工場事務所。県内最古の洋風石造建築	日本遺産・市重文
3	桐生新町伝統的建造物群保存地区	天領として誕生した桐生の中心地。買継商や糸商の店舗群	日本遺産・国重伝建
4	後藤織物	洋式染色技術を導入し桐生織物業に貢献。木造鋸屋根工場	日本遺産・国登録有形
5	織物参考館“紫”	旧鋸屋根工場等を利用した体験型博物館	日本遺産・国登録有形
6	桐生織物記念館	桐生織物同業組合の事務所。外壁はスクラッチタイル張り	日本遺産・国登録有形
7	彦部家住宅	江戸時代初期の民家。主屋北側は江戸時代からの染色工場	ぐんま遺産・国重文
8	赤城型民家	赤城山南麓の養蚕農家に多い。茅葺屋根の前面切り上げの民家	ぐんま遺産・市重文
9	金谷レース工業株式会社	大正 8 年に完成した煉瓦造りの鋸屋根工場。現在店舗として利用	ぐんま遺産・国登録有形
10	MAEHARA20th（旧合名会社飯塚織物工場）	個人経営織物工場の先駆けで海外向け高級織物を生産。車の博物館	ぐんま遺産・国登録有形
11	無鄰館（旧北川織物工場事務所）	大正 5 年に建築の鋸屋根工場。	ぐんま遺産・国登録有形
12	旧堀祐織物工場	独特のリボン織の開発に成功した。鋸屋根工場の外壁は大谷石	ぐんま遺産・国登録有形
13	旧曾我織物工場	大谷石造り 5 連の鋸屋根工場。壁に設置された丸形の換気窓が特徴	ぐんま遺産・国登録有形
14	森秀織物	木造鉄板葺の 3 連鋸屋根工場は現在も稼働。高級織物「お召し」を生産	ぐんま遺産・国登録有形
15	金善ビル	金善織物株式会社が大正時代に建造。県内で最も古い鉄筋コンクリート造り	ぐんま遺産・国登録有形
16	日本織物株式会社発電所跡及び煉瓦積遺構	日本織物株式会社に使用した動力用タービン部品。明治 22 年に運転開始	ぐんま遺産・市史跡
17	旧青木家住宅	エンジンやボイラーを備えた近代的織物工場。「成愛社」発祥の地	ぐんま遺産
18	群馬県繊維工業試験場	明治 38 年の設立。製織・染色等に関する試験・加工・研究を行う	ぐんま遺産

注：市重文…市指定重要文化財、国重文…国指定重要文化財、国重伝建…（国選定）重要伝統的建造物群保存地区、国登録有形…（国指定）有形文化財、市史跡…市指定史跡名勝天然記念物をさす。

出典：富岡製糸場世界遺産伝道師会（2014）、かかあ天下ぐんまの絹物語協議会（2015）より作成

や、市指定の重要文化財（旧模範工場桐生撚糸合資会社事務所棟）としても登録されており、先述の桐生新町伝統的建造物群保存地区は、国指定の重要伝統的建造物群保存地区となっている。いずれも絹織物産業関連の歴史や文化を伝える地域資源として観光客を集めている。以下では、2022 年 9 月 7 日に桐生市教育委員会で行った市内の近代化遺産に関するヒアリングをもとに、桐生市におけるぐんま絹遺産と日本遺産の登録過程について検討したい。

3-3. 遺産登録とその課題

これまで触れてきたとおり、世界遺産登録の一番の目的は、資産そのものの保護や外観保存、資産を通じた文化継承などを目指しており、この世界遺産の申請には、まず国指定の史跡であることが前提条件であった。一方で、ぐんま絹遺産や日本遺産の場合、あくまでも「資産の活用」を目指したものとなっており、（重要文化財ではなくとも）国の有形文化財に指定されていれば推薦が可能であった。これに加えて 2015（平成 27）年前後、日本遺産はいわゆる全国的な「ブーム」となっており、桐生市においても観光資源としてのポテンシャルが十分期待されるものであったという。ただし、群馬県で世界遺産登録を目指していた「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、官営富岡製糸場とこれに関連する養蚕、製糸業がテーマとなっていた。織物工場や事務所、重要伝統的建造物保存地区など桐生の織物関連の資産は、富岡製糸場との関係性や、いわゆる「絹（シルク）」のイメージから遠ざかるものとして、結果的に世界遺産の物語性とは「別物」になってしまったと振り返る。

そこで、世界遺産のテーマであった絹に関連する形で、桐生市も独自の方法で織物関連の資産をアピールできないかと考え始めた。つまり、各種遺産への登録と観光資源としての活用を構想したのである。構想当初は、桐生市も住民の話し合いは必ずしも活発ではなかったが、1990（平成 2）年からスタートした桐生市近代化遺産総合調査からの 20～30 年間の成果や、資産登録に意欲的な住民の存在、外部専門家の助言もあったため、日本遺産の登録に踏み切った。世界遺産登録の翌年のタイミングで、日本遺産「かかあ天下—ぐんまの絹物語」への登録が実現されたのである（図 10）。「養蚕、生糸はないが、桐生には撚糸をしてから先の工程は全部揃っている。撚って、染めて、織物を織るまでの地域にあるものをすべて生かすという感じ」と



図 10 日本遺産ポスター

出典：かかあ天下ぐんまの
絹物語協議会 (2015)

意気込む¹²⁾。また、「県外に出て行ってしまう地元の若者たちのために、伝統的な織物産業を現在の雇用につなげ、新たな観光産業を創り出していきたい」とも語っていた（図 11）。

しかし、文化財や各種遺産登録の課題も少なくない。第一に、遺産を維持・管理していく自治体の金銭的な負担の問題である。資産の登録後は、国からの税制優遇があるものの、たとえば建物のある土地半分までの減税措置に限り、それ例外の土地については 1/6 の減税しか適用されないのが実情である。また、資産の相続税についても減税措置がなされるが、その内容はわずかなものであるという。登録された資産の外観補修についても補助があるが、国により負担される額は 8 割までであり、残りの 2 割は自治体負担となる。桐生市の場合、たとえば桐生新町伝統的建築物保存地区などが外観補修の補助を受けたが、自治体の負担は決して小さいものではなかったそうである。国の減税措置や補助に加えて、JR 東日本など民間の補助金活用などもある。ただ、いずれにせよ資産に対する自治体の費用負担は生じるので、財政的にも厳しいものになる。つまり、近代化遺産の維持・管理については、国や民間の経費負担・助成はあるもののその金額は必ずしも十分ではなく、不足分を自治体が限られた財源から捻出して補わなければならないために、やり繰りは「至難の業」であるという。

第二に、登録される遺産や文化財が、個人の資産（私物）であるという問題である。桐生市内の文化財は、織物会社事務所の明治館など、80 年代頃から所有者が自主的に観光や生涯学習に活用している例もある。鋸屋根を用いたワインセラー（金井屋ワイン貯蔵庫）や、カフェ（ペーカリーカフェレンガ）などもある（図 12）。文化財登録などをせずに、所有者が個人的に建物補修を負担しながら観光客向けに活用している例もある。これらの事例のように、桐生市内に観光集客を実現するような資産活用の事例は、「遺産の本来の目的にもかなったこと」と評価する。こうした所有者主導による先駆的な試みや実践は、桐生市の近代化遺産活用の素地となっ



図 11 日本遺産の一つである後藤織物

出典：著者撮影



図 12 ペーカリーカフェレンガ（ぐんま遺産）

出典：著者撮影

てきた。その一方で、登録された文化財や遺産に個人が「ただ居住している」という状態もあるという。遺産登録後の税制優遇は一律に適用されるために、資産としての公共性を担保する必要は当然あるが、そうした理由のためだけに無理に活用を促すこともできない。地域の高齢化が進む中で、こうした観光活用のメッセージを年輩の住民に伝えていくことは非常に難しい問題になっている。桐生市は、日本遺産、ぐんま絹遺産の登録を推進してきたが、ともに財源は潤沢ではないという。

4. おわりに

本稿では、群馬県内の絹産業に関連する近代化遺産登録の動きが、どのように展開してきたのか、織物関連産業の遺産を数多く擁する群馬県桐生市を事例にその特徴を検討してきた。近代化遺産を調査し保護しようとする動きは、1989（平成元）年の文化庁の補助事業である近代化遺産総合調査より始まった。これにより全国各地に存在する「遺産」の重要性が確認されることとなった。群馬県でも1990（平成2）年から1992（平成4）年まで2年間、この調査が実施された。群馬県の調査は全国に先駆けて行われ、一次調査（所在調査）、二次調査（現地確認調査）を経て、1991（平成3）年の三次調査（詳細調査）の実施により、約120件の資産の実情が明らかになった。報告書では、「絹産業」とされる養蚕、製糸、織物の産業に関する資産が最も多く掲載されることとなり、群馬の近代化遺産の特徴を示すものとなった。この中には、近代的な絹産業を育成するための模範工場として設置され、のちに世界遺産として登録される官営富岡製糸場の存在もあった。

群馬県近代化遺産総合調査では、県内の歴史的な価値をもつ絹関連産業の資産が数多く報告された。だが、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の登録においては、明確な裏付けとともに人々に共有されやすい物語性が求められたため、近代化遺産総合調査で報告されたすべての遺産を掲げ上げることはできなかった。このため、世界遺産からもれてしまった資産の数々は、2011（平成23）年以降に始まった県独自の取り組みである、ぐんま絹遺産により登録がなされている。一方、県の近代化遺産総合調査の影響により、桐生市では1995（平成7）年以降、近代化遺産保存対策調査が実施された。この調査でも市内の織物関連産業の歴史を伝える資産が多く報告され、重要伝統的建造物群保存地区の登録に向けた気運を高める契機となった。また、桐生市では、2014（平成26）年に登録された県の世界遺産テーマである絹（シルク）に関連した日本遺産への登録・活用も構想された。旧来の織物関連業が衰退しつつある桐生において、伝統的な織物産業をベースとした観光産業に対して新たな付加価値を加えることで、地元の若者などへの雇用創出が期待されていた。ただし、文化財や遺産登録については、維持・管

理する自治体の大きな財政的負担の問題、また個人資産についての公共性担保など、複雑な問題がつきまとうことがわかった。

本稿では絹産業に関連する近代化遺産登録の動きを考察してきた。近代化遺産をはじめ各種遺産・文化財登録ブーム高まりの背景には、観光産業で地域経済を立て直そうとする地方都市の思惑や期待があるように思われる。たしかに観光産業は今日の経済にとって大きな影響力をもち、近代化遺産を活用した観光は外部から来る者にとって見知らぬ土地を知る足がかりとなり、親しみやすいものである。それゆえ事例として取り上げた群馬県も桐生市も、付加価値を得た絹産業のさまざまな資産のアピールに努めていた。ただし、こうした観光産業がどこまで（とりわけ地方都市の）地域にとって持続可能なものであるのかについては疑問を感じる。実際、維持・管理には自治体の財政的・労力的な負担が不可欠であるし、そこには市だけではなく住民の「持ち出し」のようなボランティアな負担も生じ得るだろう。さらには、大都市圏と地方との経済的格差が広がる中で、田園回帰論で指摘されるように、農村や地方が「商品」としていかに都市住民主導で消費されてきたのかという議論もある（中川 2018）。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、観光産業の課題も見えてきた。今後、近代化遺産に必要なのは、「外貨」を獲得する資源としての素質ばかりではなく、地域の歴史を住民とともに育む媒介としてのポテンシャルではないかと考える。桐生新町伝統的建造物群保存地区には、建物への愛着から活用を目指す移住者も増えている（読売新聞群馬版 2022 年 10 月 25 日）。新旧住民の絶え間ない関心と交流によってこそ、近代化遺産の発展可能性もまた生まれてくるのではないだろうか。

【付記】

訪問を受け入れてくださいました田島弥平旧宅、渋沢栄一記念館、尾高惇忠生家、桐生教育委員会、桐生新町伝統的建造物保存地区、岩宿博物館、日本絹の里、足尾銅山博物館、英国大使館別荘記念公園、日光金谷ホテル歴史館には、格別のご配慮とご協力を頂戴いたしました。また本稿執筆にあたり、専修大学社会科学研究所 2022 年度夏季実態調査「近代化遺産を通して学ぶ社会変化 2」に参加・同行をさせて頂き、先生方にご指導を賜りました。最後に(株)桐生再生の故・田淵秀美さんには、ガイドツアーを通じて長年にわたり桐生市内の地理・歴史を教えて頂きました。心より感謝申し上げます。

【註】

- ¹⁾ 報告書には、このほかにも「交通」、「電力・土木」、「鉱工業」といった分野の近代化遺産が並ぶ。これらの分野は直接の関連はないとしても、「蚕糸業」の発展に欠かせない諸分野であったため、分類が困難な側面もあった。
- ²⁾ 旧新町屑糸紡績所は、1877（明治 10）年に富岡製糸場と並ぶ官営工場として操業した。当時、屑糸や屑繭は投げ売りされており、これらを国内で製品化するためにヨーロッパからの技術移植を行い、模範工場として建造された。新町（現・高崎市）に建造された背景には、富岡製糸場からの屑糸が容易に入手できること、烏川と温井川の水運が利用できること、さらには水力タービンを回す落差が確保できたことなどがある（富岡製糸場世界遺産伝道師会 2014：72-73）。旧新町屑糸紡績所は、1911（明治 44）年に鐘淵紡績株式会社となり、1975（昭和 50）年に食品工場、現在はクラシエフーズ（株）新町工場となっている。なお旧新町屑糸紡績所は、世界遺産群の登録の際、自治体である高崎市の同意が得られなかったために、候補からもれてしまった（松浦 2019：69）。
- ³⁾ 1994（平成 6）年にユネスコより出されたもの。内容は「地域的には欧州、種類では教会に代表される宗教施設と歴史的建築や町並み、時代的には古代と中世に偏りすぎ、この改正が必要である。（中略）ピラミッドやベルサイユ宮殿のような芸術性、巨大性、形状の珍しさなど、誰が見ても『世界遺産』といった資産だけではなく、人類の歴史や生活、あるいは失われた文化・文明の象徴など、一般的には見栄えのしない資産も、その歴史的意義、代表性によって登録の対象にすべき」というもので、世界遺産の多様化を訴えるものであった。
- ⁴⁾ 日本国内の遺跡のうち、日本の歴史を正しく理解する上で不可欠な学術的価値をもつ重要なものを指定することで保存を図り、後世に引き継ぐ制度である。具体例としては、青森県の三内丸山遺跡（縄文時代）や、佐賀県の吉野ヶ里遺跡（弥生時代）、埼玉県のかきたま古墳群などである（文化庁 HP）。
- ⁵⁾ コンセプトの根底には、蚕種の貯蔵契約を結ぶ荒船風穴と田島弥平旧宅、繭の専売契約を富岡製糸場と結んだ高山社跡のような関係性など、四つの資産同士を結びつけるような絹産業の関係性と近代化技術があった。
- ⁶⁾ イコモス（International Council on Monuments and Sites／国際記念物遺跡会議）とは、人類の遺跡や歴史的建造物など文化遺産の保全のための国際組織で、ユネスコの諮問機関として世界文化遺産登録の審査やモニタリング活動などを行っている組織である。ユネスコへ世界文化遺産登録に必要な推薦書を提出した場合、専門機関イコモスが調査を行うことになっている（ICOMOS Japan HP）。
- ⁷⁾ 「桐生新町」は、近世に桐生市本町地区から横山町地区をさす呼び名で、もともとは桐生天満宮から南に向かう道路沿い主軸部分と、陣屋と主軸部分をつなぐ横町から構成されていた。大正時代に入るまで「大字桐生新町」として使用されていたが、1921（大正 10）年の市政施行時に変更された。
- ⁸⁾ 配置パターンとしては、幕末以降、間口 7 間（約 12m）、奥行 40 間（約 72m）の敷地に、通り沿いに町屋、中ほどに主屋、奥に蔵というものが多かった。当時のものは既に消失している場合が多いが、地割とパターンは再建後もほとんど変更はなかった（桐生市教育委員会 1994b：273-274）。
- ⁹⁾ 当初は 11 件もあった群馬県の世界遺産候補の構成資産が、最終的には 4 件に厳選されたのもこのためである。
- ¹⁰⁾ かかあ天下ぐんまの絹物語協議会（2015）によれば、「絹産業の盛んな上州では、女性が養蚕・製糸・織物で家計を支え、近代になると製糸工女や織手として活躍。夫（男）たちは、『おれのかかあは天下一』として彼女たちを賞賛したことで、かかあ天下は上州名物になるとともに、家の内外で活躍する女性たちをさす代名詞ともなっている」という。
- ¹¹⁾ 物語性の共有や遺産同士を結ぶ交通などのネットワークについての問題は、富岡製糸場について分析・検討した桑島（2009）に詳しい。
- ¹²⁾ 使えるものは新しい価値を付加して活用するという「ある物活用」の精神が、桐生の織物産業には根強いという（読売新聞群馬版 2022 年 10 月 6 日）。

【参考文献】

- 石関正典・大島登志彦（2016）「富岡製糸場来場者の動向と観光活性化に向けた課題」『日本政策課題研究』第17巻、54-59頁。
- 伊勢崎市教育委員会（2018）『田島弥平旧宅物語—田島弥平旧宅といせさき絹遺産—』伊勢崎市教育委員会。
- 大島登志彦（2015）「近年の富岡製糸場の動向と操業する製糸工場にみる蚕糸絹文化」『日本絹の里紀要』第18号、5-13頁。
- 大島登志彦・石関正典（2015）『「富岡製糸場見学者の動向と日本の蚕糸絹文化」に関わる調査報告』『シルクレポート』No.42、18-22頁。
- 呉 鎮宏（2015）「地方都市における産業遺産とまちづくり—群馬県桐生市桐生地区を事例にして—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要（別冊）』第22巻第2号、129-139頁。
- かかあ天下ぐんまの絹物語協議会（2015）『かかあ天下—ぐんまの絹物語—（パンフレット）』桐生市観光交流課。
- 桐生織物同業組合（1935）『桐生織物史上巻』桐生織物同業組合。
- 桐生市教育委員会（1994a）『桐生の町づくりフォーラム』桐生市教育委員会。
- 桐生市教育委員会（1994b）『桐生本町の町並み—伝統的建造物群保存対策調査報告書—』桐生市教育委員会。
- 桐生市教育委員会（1997）『桐生のまちと近代化遺産—歴史的建造物と環境の保存・活用にむけて—』桐生市教育委員会。
- 桑島 裕（2009）「富岡製糸場の保存とその活性化に向けた街づくりにみる諸問題」高崎経済大学附属産業研究所（編集）『群馬産業遺産の諸相』124-144頁、日本経済評論社。
- 群馬県企画部世界遺産課（2019）『ぐんま絹遺産ガイド（パンフレット）』群馬県。
- 群馬県教育委員会（1992）『群馬県近代化遺産総合調査報告書』群馬県教育委員会。
- 群馬県・ぐんま絹遺産ネットワーク活用実行委員会（2014）「地域の文化遺産を活かした観光振興と地域活性化事業—富岡製糸場と絹産業遺産群で世界遺産に挑む」『ビジネス・サミット』4月号、14-17頁。
- 群馬県世界遺産 HP (<https://worldheritage.pref.gunma.jp/tomikinu/>) 2023年2月12日最終確認。
- 齋藤 功編纂（2009）『日本の地誌6 首都圏Ⅱ—群馬県・栃木県・茨城県・長野県・山梨県・新潟県』朝倉書店。
- 上毛新聞社編集局（2014）『絹の国拓く—世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」』上毛新聞社。
- 高木 賢（2014）『日本の蚕糸のものがたり』大成出版社。
- 伝健まちなか交流館（2014）『桐生新町の町並み（パンフレット）』桐生市。

富岡製糸場世界遺産伝道師会（2014）『世界遺産富岡製糸場と絹産業遺産群建築ガイド』上毛新聞社。

中川秀一（2018）「農村空間の商品化と『田園回帰』」『地理』第63巻6号、48-54頁。

農林水産省「上州富岡製糸場之図」（<https://www.maff.go.jp/j/meiji150/you/04.html>）2023年2月13日最終確認。

平井健文（2017）「日本における産業遺産の観光資源化プロセスー炭鉱・鉱山の遺構に見出される価値の変容に着目して」『観光学評論』第5巻第1号、3-19頁。

文化庁（2020）『日本遺産（パンフレット）』文化庁参事官。

文化庁「史跡」（<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/shiseki/>）2023年2月12日最終確認。

松浦利隆（2019）『近代化遺産から世界遺産へ』上毛新聞社。

森嶋俊行（2014）「近代化産業遺産の保存と活用に関する政策的対応の比較」*E-journal GEO*, Vol. 9(2)、102-117頁。

読売新聞群馬版「職都一歴史残る町並み（新聞記事）」2022年10月6日。

読売新聞群馬版「桐生・重伝建地区一伝統の町並み若者が再活用（新聞記事）」2022年10月25日。

ICOMOS Japan（<https://icomosjapan.org/icomos/>）2023年2月12日最終確認。